

令和3年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について (熊本国税局計)

令和3年分の確定申告状況等について(まとめ)	1
自宅からの e-Tax の利用状況等(トピックス 1)	2
マイナンバーカードを活用した申告(トピックス2)	4
所得税等の確定申告書の提出状況	6
個人事業者の消費税の申告状況1	.0
贈与税の申告状況1	. 1
自宅等からの e-Tax 利用状況1	.2
参考資料	

令和3年分の確定申告状況等について(まとめ)

申告所得税及び復興特別所得税(※)

※ 以下「所得税等」と表記します。

- 申告人員は86万9千人(対前年比+1.1%)で、そのうち申告納税額がある方の人数は25万5千人(同▲0.5%)、所得金額は1兆3,281億円(同+4.8%)、申告納税額は817億円(同+14.2%)。
- 土地等の譲渡所得の申告人員は2万5千人(同+6.1%)で、そのうち所得金額がある方は1万7千人(同+6.7%)、所得金額は1,123億円(同+9.6%)。
- 株式等の譲渡所得の申告人員は2万1千人(同+0.6%)で、そのうち所得金額がある方は1万1千人(同+36.4%)、所得金額は609億円(同+54.1%)。

個人事業者の消費税

申告件数は5万8千件(同▲0.7%)、納税申告額が252億円(同+0.4%)。

贈与税

申告人員は1万4千人(同+6.5%)で、そのうち申告納税額がある方は9千人(同+8.5%)、申告納税額は71億円(同▲12.1%)。

自宅等からの e – T a x 利用状況

- 自宅等からe-Taxで申告書を提出した方(※)は、所得税等で32万7千人(同+12.1%)。
 - ※ 本人による自宅等からの送信のほか、税理士による代理送信を含みます。
- 上記のうち、国税庁HPの確定申告書等作成コーナーを利用してe-Taxで所 得税等の申告書を提出した方は11万5千人(同+32.9%)。

その他

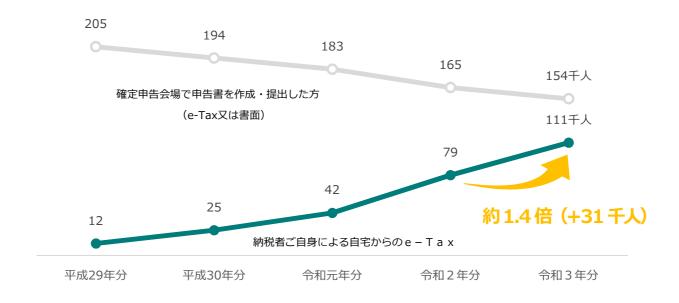
- ・ 雑損控除の適用を受けた方は6百人(同▲84.1%)で、雑損控除額は13億7千万円(同▲93.8%)。
- ※ 令和元年分及び令和2年分の所得税等、個人事業者の消費税及び贈与税の申告・納付期限を延長したこと、令和3年分の所得税等、個人事業者の消費税及び贈与税については簡易な方法により申告・納付期限を延長できるようにしたことに伴い、本資料における各計数については、令和元年分以降は翌年4月末日まで、平成30年分以前は翌年3月末日までに提出された申告書の情報としています。

自宅からの e-Tax の利用状況等(トピックス1)

自宅からの e-Tax がスタンダードに〜自宅からのe-Tax が 3万1千人増加〜

確定申告会場への来場や税理士への依頼をせず、国税庁HP『確定申告書等作成コーナー』や各種会計ソフトを利用して自宅から納税者ご自身によりe-Taxで申告書を提出した方は令和2年分の約1.4倍となる11万1千人で、約3万1千人増加しました。

《自宅から納税者ご自身によりe-Taxで申告書を提出した方の数の推移》

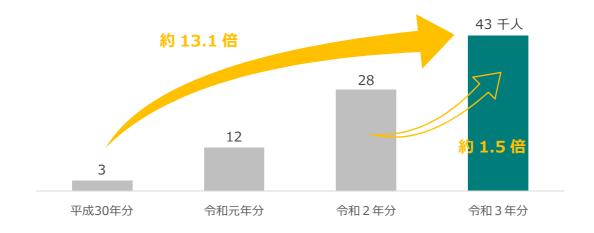


スマホ申告の利用状況

自宅からスマホを使ってe-Taxで申告した方は4万3千人で、令和2年分から約1.5倍に増加しました。

特に、マイナンバーカードを利用してスマホから申告した方は2万4千人で、令和2年分から約2.1倍に増加しました。

《自宅からスマホを使ってe-Taxで申告した方の数の推移》

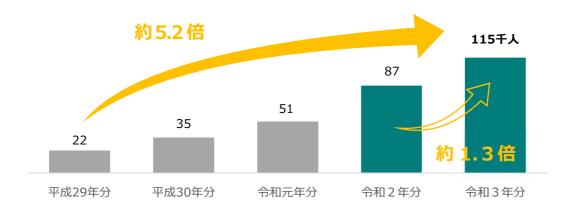


【参考1】国税庁HP『確定申告書等作成コーナー』の利用状況

国税庁 H P 『確定申告書等作成コーナー』を利用して e - T a x で所得税等の申告書を提出した方は11万5千人で、令和2年分から約1.3倍に増加しました。

《国税庁HPを利用して自宅等からe-Taxで申告書を提出した方の数の推移》

※ 税理士による代理送信を含み、会計ソフトを利用した方は含んでいません。



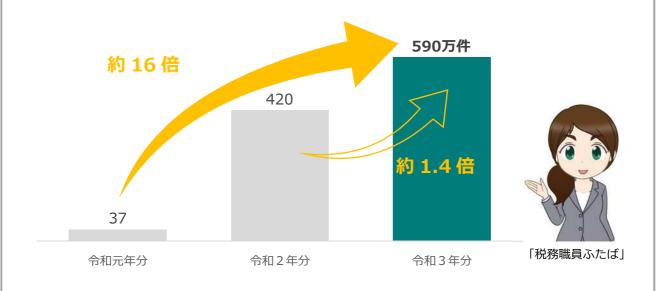
【参考2】チャットボットの利用状況

運用3年目となった税務相談チャットボット「ふたば」の質問件数は590万件で、 令和2年分から約1.4倍に増加しました。

確定申告会場へ来場しなくても税に関する相談がいつでも可能な環境整備を進める ことで自宅等からのe-Tax利用を強力に後押ししています。

《チャットボットの質問件数の推移》

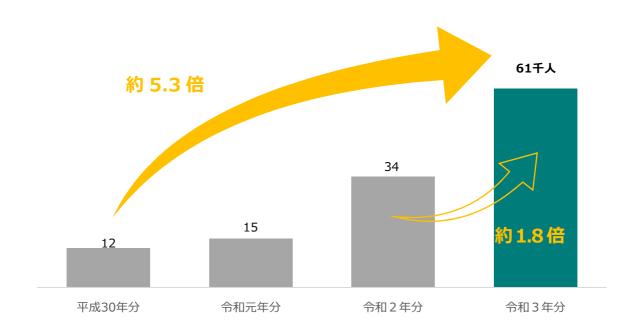
※ 質問件数は全国の合計です。



マイナンバーカードを活用した申告(トピックス2)

マイナンバーカード方式の利用状況

納税者ご自身による自宅からの e - T a x で申告書を提出した方のうち、マイナンバーカード方式で送信された方は、6万1千人で、令和2年分から約1.8倍に増加しました。



■確定申告会場でマイナンバーカードの交付申請受付を実施

マイナンバーカードの普及促進を目指し、地方公共団体からの要請を踏まえて、税務署の確定申告会場内にマイナンバーカード申請コーナーを設置し、合計で1,619件の交付申請を受け付けました。

	平成29年分	平成30年分	令和元年分	令和2年分	令和3年分
地方公共団体数	3	3	3	5	11 団体
申請件数	2,521	1,922	1,927	1,558	1,619件

※ 実施団体

熊 本 県:熊本市

大 分 県:別府市、中津市、日田市、臼杵市、宇佐市

宮 崎 県:宮崎市、都城市

鹿児島県:鹿児島市、日置市、曽於市

【参考】マイナポータル連携の利用状況

国税庁 HP『確定申告書等作成コーナー』では、マイナポータル経由で、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、申告書の該当項目へ自動入力する機能(以下「マイナポータル連携」といいます。)を令和2年分から導入しています。

マイナポータル連携により控除証明書等を取得した方は9,071人で、令和2年分から約151.2倍に増加しました。

《マイナポータル連携により控除証明書等を取得した方の数の推移》



所得税等の確定申告書の提出状況

-提出人員は86万9千人で、過去10年で最多-

確定申告書の提出人員の状況

熊本国税局管内(熊本、大分、宮崎、鹿児島の4県)の令和3年分所得税等の確定申告書の提出人員は86万9千人(対前年比+1.1%)で、過去10年間で最多となりました。

■納税人員の状況

確定申告書の提出人員のうち、申告納税額がある方(納税人員)は25万5千人(同▲0.5%)で、所得金額は1兆3,281億円(同+4.8%)、申告納税額は817億円(同+14.2%)となり、令和2年分と比較すると、納税人員は減少し、所得金額及び申告納税額は増加しました。

所得者区分別の納税人員の状況

● 事業所得者

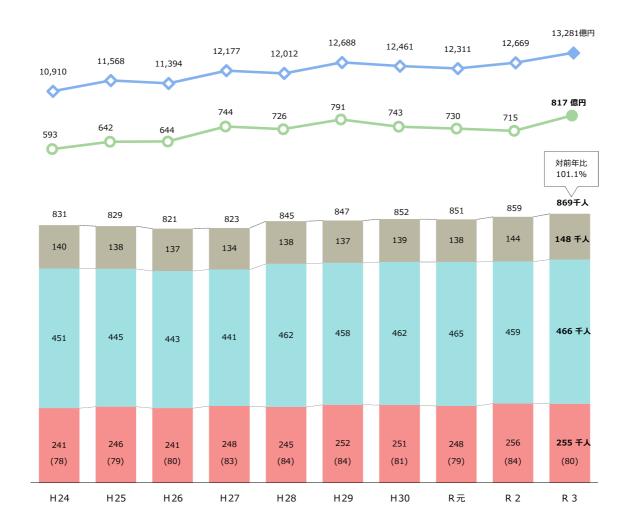
納税人員は8万人(同▲4.9%)で、その所得金額は3,040億円 (同+1.7%)、申告納税額は236億円(同+15.9%)となっており、令和2 年分と比較すると、納税人員は減少し、所得金額及び申告納税額は増加しました。

● 事業所得者以外

納税人員は17万5千人(同+1.6%)で、その所得金額は1兆242億円(同+5.8%)、申告納税額は580億円(同+13.5%)となっており、令和2年分と比較すると、いずれも増加しました。

《グラフ1:所得税等の申告状況の推移》

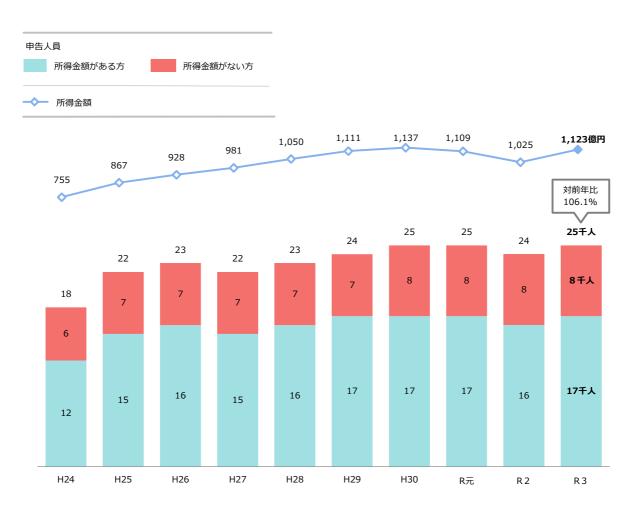




土地等の譲渡所得の申告状況

確定申告書を提出した人員のうち、土地等の譲渡所得(総合譲渡を含む。)の申告人員は2万5千人(対前年比+6.1%)です。そのうち、所得金額がある方(有所得人員)は1万7千人(同+6.7%)で、その所得金額は1,123億円(同+9.6%)となっており、令和2年分と比較すると、いずれも増加しました。

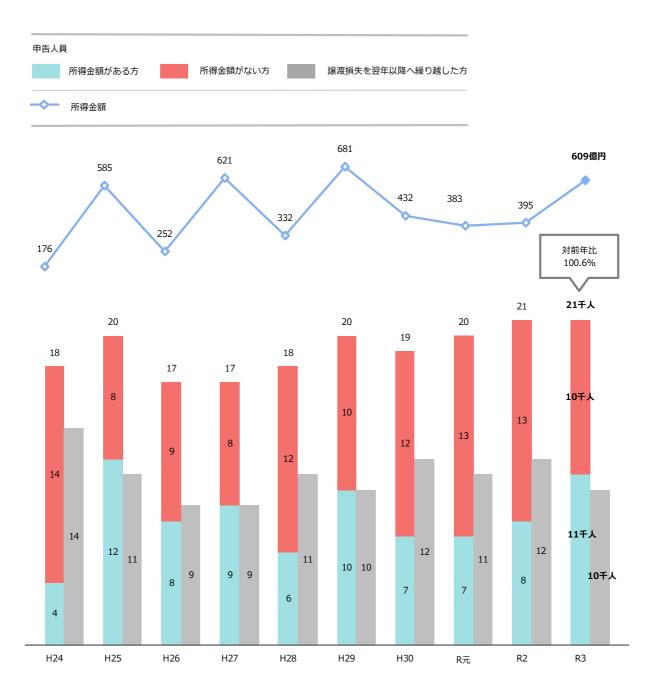
《グラフ2:土地等の譲渡所得の申告状況の推移》



株式等の譲渡所得の申告状況

確定申告書を提出した人員のうち、株式等の譲渡所得の申告人員は2万1千人(対前年比+0.6%)です。そのうち、所得金額がある方(有所得人員)は1万1千人(同+36.4%)で、その所得金額は609億円(同+54.1%)となっており、令和2年分と比較すると、いずれも増加しました。

《グラフ3:株式等の譲渡所得の申告状況の推移》



個人事業者の消費税の申告状況

- 申告件数は5万8千件で、過去10年間はほぼ横ばいで推移-

個人事業者の消費税の申告件数

個人事業者の消費税の申告件数は5万8千件(対前年比▲0.7%)、納税申告額は252億円(同+0.4%)となっており、申告件数は過去10年間ほぼ横ばいで推移しています。

《グラフ4:消費税の申告状況の推移》

H24

H25

H26

H27

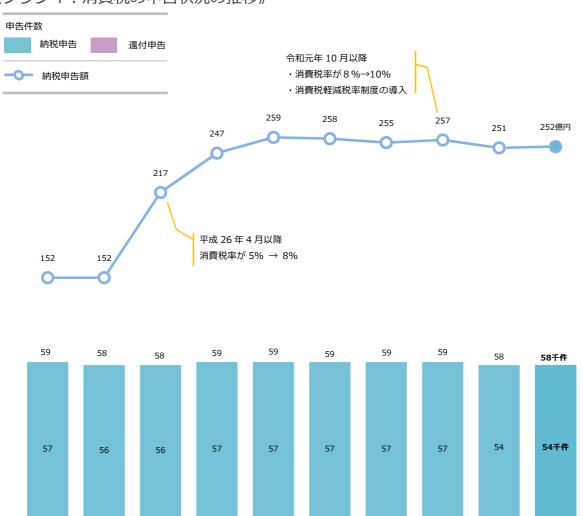
H28

H29

H30

R元

R 2



4千件

R 3

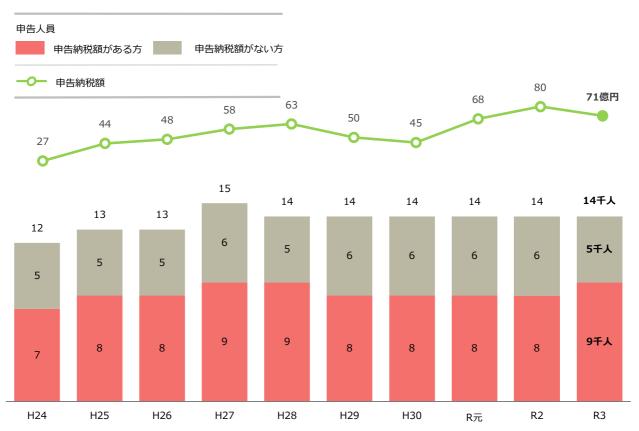
贈与税の申告状況

- 申告人員及び納税人員はいずれも増加、申告納税額は3年ぶりの減少-

贈与税の申告状況

贈与税の申告書を提出した人員は1万4千人(対前年比+6.5%)です。そのうち、申告納税額がある方(納税人員)は9千人(同+8.5%)であり、その申告納税額は71億円(同▲12.1%)となっており、令和2年分と比較すると、申告人員及び納税人員は増加し、申告納税額は減少しました。

《グラフ5:贈与税の申告状況の推移》



贈与税の課税方法別の申告状況

暦年課稅

暦年課税を適用した申告人員は1万1千人(同+7.9%)であり、申告納税額は47億円(同▲29.3%)となっており、令和2年分と比較すると、申告人員は増加し、申告納税額は減少しました。

相続時精算課稅

相続時精算課税を適用した申告人員は3千人(同+1.2%)であり、申告納税額は23億円(同+72.5%)となっており、令和2年分と比較すると、いずれも増加しました。

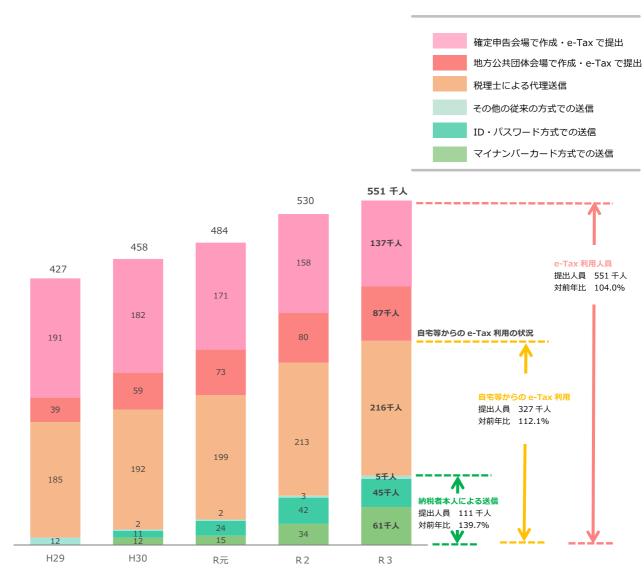
自宅等からの e-Tax 利用状況

所得税等の状況

自宅等からのe-Tax利用による所得税等申告書の提出人員は32万7千人で、令和2年分から3万5千人(対前年比+12.1%)増加しました。

そのうち、納税者本人による送信は11万1千人で、令和2年分から3万1千人(同+39.7%)増加しました。

《グラフ6: e-Tax利用状況の推移》



〇 参考資料

(表1)所得税等の確定申告書の提出状況の推移(熊本国税局)

(単位:人、%)

	29年分	30年分	元年分	2年分	3年分
申告納税額	(+ 3.0)	(▲ 0.5)	(▲ 1.0)	(+ 3.2)	(▲ 0.5)
がある方	252,170	250,968	248,440	256,307	254,898
還付申告の方	(▲ 0.8)	(+ 0.8)	(+ 0.7)	(▲ 1.3)	(+ 1.4)
退的中口の力	458,002	461,508	464,720	458,877	465,518
申告納税額	(▲ 1.0)	(+ 1.9)	(▲ 1.3)	(+ 4.9)	(+ 2.8)
がない方	136,769	139,325	137,476	144,215	148,286
合 計	(+ 0.3)	(+ 0.6)	(▲ 0.1)	(+ 1.0)	(+ 1.1)
	846,941	851,801	850,636	859,399	868,702

⁽注) 1 平成30年分までは翌年3月末日まで、令和元年分以降は翌年4月末日までに提出された申告書の計数である。

(表2)所得税等の納税人員の申告状況の推移(熊本国税局)

(単位:人、百万円)

	29年分	29年分 30年分		2年分	3年分
納税人員	(+ 3.0)	(▲ 0.5)	(▲ 1.0)	(+ 3.2)	(▲ 0.5)
柳犹八貝	252,170	250,968	248,440	256,307	254,898
所得金額	(+ 5.6)	(▲ 1.8)	(▲ 1.2)	(+ 2.9)	(+ 4.8)
川村並供	1,268,817	1,246,072	1,231,098	1,266,894	1,328,134
申告納税額	(+ 8.9)	(▲ 6.0)	(▲ 1.8)	(▲ 2.0)	(+ 14.2)
中口利抗領	79,107	74,333	73,021	71,526	81,673

² 括弧書は、前年からの増減率である。

² 括弧書は、前年からの増減率である。

³ 申告納税額は、所得税と復興特別所得税の合計額である。

(表3-1)所得税等の主たる所得区分別申告人員(熊本国税局)

			申告					増減	域率	
		人	員	申告納税額 がある方	還付申告 の方	申告納税額 がない方		納税	還付	ゼロ
			人	人	人	人	%	%	%	%
	合計		868,702	254,898	465,518	148,286	+ 1.1	▲ 0.5	+ 1.4	+ 2.8
	事業所得者	(21.8)	189,622	(31.4) 79,972	(8.2) 38,213	(48.2) 71,437	▲ 2.3	4 .9	1 .5	+ 0.2
Ą	その他所得者	(78.2)	679,080	(68.6) 174,926		(51.8) 76,849	+ 2.1	+ 1.6	+ 1.7	+ 5.4
	不動産所得者	(5.5)	48,206	(11.8) 30,047	(0.9) 3,993	(9.6) 14,166	▲ 0.4	▲ 0.1	▲ 3.6	▲ 0.1
	給与所得者	(44.0)	381,861	(39.4) 100,400	(55.4) 257,996	(15.8) 23,465	+ 3.2	+ 1.7	+ 3.6	+ 5.6
	雑所得者	(25.8)	224,040	(11.8) 30,157	(33.6) 156,651	(25.1) 37,232	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 2.0	+ 8.0
	上記以外	(2.9)	24,973	(5.6) 14,322	(1.9) 8,665	(1.3) 1,986	+ 11.4	+ 8.8	+ 19.9	▲ 2.1

⁽注) 1 翌年4月末日までに提出された申告書の計数である。

- 2 括弧書は、合計に対する割合(構成比)である。
- 3 増減率は、令和2年分に対するものである。

(表3-2)所得税等の主たる所得区分別所得金額等(熊本国税局)

	所得金額			申告納税額	還付税額	増減率				
	77119 32 133	申告納税額がある方	還付申告 の方			所得金額 納税 還付		税額 親税 還付		
`	百万円			百万円	百万円	%	गराग्रा %	<u>Æ13</u>	गरा 170 %	<u>برا عجر</u>
合計	2,588,353	1,328,134	1,152,094	81,673	32,405	+ 4.2	+ 4.8	+ 3.8	+ 14.2	+ 4.2
事業所得者	(16.2) 419,469			(28.9) 23,626	(23.6) 7,661	+ 0.3	+ 1.7	▲ 3.4	+ 15.9	+ 3.2
その他所得者	(83.8) 2,168,884	(77.1) 1,024,178			(76.4) 24,744	+ 5.0	+ 5.8	+ 4.3	+ 13.5	+ 4.5
不動産所得者	(5.3) 136,378	(9.2) 122,239		(11.5) 9,364	(0.6)	▲ 0.6	▲ 0.4	▲ 3.7	▲ 0.2	▲ 9.6
給与所得者	(59.3) 1,534,557	(47.5) 630,898			(55.9) 18,120	+ 4.1	+ 2.3	+ 5.3	+ 1.9	+ 2.6
雑所得者	(10.6) 275,010		(16.5) 190,020		(14.1) 4,553	+ 0.3	+ 9.2	▲ 2.7	+ 153.9	▲ 0.3
上記以外	(8.6) 222,939			(30.2) 24,685	(5.8) 1,874	+ 23.5	+ 22.2	+ 38.8	+ 21.6	+ 51.4

⁽注) 1 翌年4月末日までに提出された申告書の計数である。

- 2 括弧書は、合計に対する割合(構成比)である。
- 3 増減率は、令和2年分に対するものである。

(表4-1)土地等の譲渡所得の申告状況(熊本国税局)

	令和2年分					令和:	3年分		増減率			
	申告人員	有所得人 員	所 得金額	1 人 当たり	申告人員	有所得 人 員	所 得金額	1 人 当たり	申告人員	有所得 人 員	所 得金額	1 人 当たり
	人	人	百万円	万円	人	人	百万円	万円	%	%	%	%
土 地 等	23,625	16,010	102,458	640	25,058	17,090	112,325	657	+ 6.1	+ 6.7	+ 9.6	+ 2.7

⁽注) 1 翌年4月末日までに提出された申告書の計数である。

(表4-2)株式等の譲渡所得の申告状況(熊本国税局)

	令和2年分					令和3	3年分		増減率			
	申告人員	有所得	所 得金額	1 人 当たり	申告人員	有所得人 員	所 得金額	1 人 当たり	申告人員	有所得人 員	所 得金額	1 人 当たり
	人	人	百万円	万円	人	人	百万円	万円	%	%	%	%
株式等	11,847				10,325				▲ 12.8			
N. 20 17	21,348	8,397	39,526	471	21,486	11,451	60,902	532	+ 0.6	+ 36.4	+ 54.1	+ 13.0

⁽注) 1 翌年4月末日までに提出された申告書の計数である。 2 上段は、譲渡損失を翌年以降へ繰り越した方の計数である。

² 総合譲渡所得に係る計数を含む。

(表5)個人事業者の消費税の申告状況(熊本国税局)

		令和2年分			令和3年分		増減率		
	申告件数 税 額 1件当たり		1件当たり	申告件数	申告件数 税 額 1件当たり			税額	1件当たり
	件	百万円	万円	件	百万円	万円	%	%	%
納税申告	(93.7)	外 7,066		(93.3)	外 7,090				
ስየነ1 % ሞ 🗖	54,513	25,070	46	53,936	25,159	47	▲ 1.1	+ 0.4	+ 2.2
還付申告	(6.3)	外 689		(6.7)	外 639				
透り千口	3,696	2,458	67	3,889	2,266	58	+ 5.2	▲ 7.8	▲ 13.4
合 計									
	58,209	_	-	57,825	_	_	▲ 0.7	_	_

⁽注) 1 翌年4月末日までに提出された申告書の計数である。 2 外書は、地方消費税である。 3 括弧書は、合計に対する割合(構成比)である。

(表6)贈与税の申告状況(熊本国税局)

		令和2	年分		令和3年分				増減率			
	申告人員	納税人員	申 告納稅額	1 人 当たり	申告人員	納税人員	申 告納稅額	1 人 当たり	申告人員	納税人員	申 告納税額	1 人 当たり
	人	人	百万円	万円	人	人	百万円	万円	%	%	%	%
暦 年 課 税	10,543	8,045	6,686	83	11,378	8,722	4,728	54	+ 7.9	+ 8.4	▲ 29.3	▲ 34.8
特例税率	4,730	4,078	_		5,098	4,535	_		+ 7.8	+ 11.2	_	
一般税率	5,813	3,967			6,280	4,187			+ 8.0	+ 5.5		
相続時精算課税	2,960	134	1,360	1,015	2,996	150	2,346	1,564	+ 1.2	+ 11.9	+ 72.5	+ 54.1
合 計	13,503	8,179	8,046	98	14,374	8,872	7,074	80	+ 6.5	+ 8.5	▲ 12.1	1 9.0

(表6-付)住宅取得等資金の非課税の申告状況(熊本国税局)

	令和2年分			令和3年分		増減率			
申告人員	住宅取得等 資金の金額	非課税の適用を受けた金額	申告人員	住宅取得等 資金の金額	非課税の適用を受けた金額	申告人員	住宅取得等 資金の金額	非課税の適用を受けた金額	
人	百万円	百万円	λ.	百万円	百万円	%	%	%	
1,404	14,933	14,341	1,730	15,662	15,113	+ 23.2	+ 4.9	+ 5.4	

⁽注) 翌年4月末日までに提出された申告書の計数である。

⁽注) 1 翌年4月末日までに提出された申告書の計数である。 2 暦年課税のうち、特例税率に係る人員には、一般税率との併用者を含む。 3 相続時精算課税に係る人員には、暦年課税との併用者を含む。

(表7)e-Taxの送信方式別の提出人員(熊本国税局)

(単位・人)

					(単位:人)
	平成29年分	平成30年分	令和元年分	令和2年分	令和3年分
確定申告人員	846,941	851,801	850,636	859,399	868,702
- 工…利田上昌	(50.5%)	(53.8%)	(56.9%)	(61.6%)	(63.5%)
e−Tax利用人員	428,055	457,849	484,059	529,783	551,195
ウロ体からの エ	(23.3%)	(25.5%)	(28.3%)	(34.0%)	(37.7%)
自宅等からのe-Tax	197,505	217,041	240,369	291,873	327,298
	(1.5%)	(2.9%)	(4.9%)	(9.2%)	(12.8%)
納税者本人による送信 	12,449	25,128	41,512	79,399	110,896
マイナンバーカード方式での送信		(1.4%)	(1.8%)	(4.0%)	(7.0%)
マイデンハーガート万式での送信		11,631	15,094	34,453	61,192
D 370 15+4-7074		(1.3%)	(2.8%)	(4.8%)	(5.3%)
ID・パスワード方式での送信		11,122	24,230	41,545	45,267
スの州の分本の士士での光信	(1.5%)	(0.3%)	(0.3%)	(0.4%)	(0.5%)
	12,449	2,375	2,188	3,401	4,437
7V = 1	(21.8%)	(22.5%)	(23.4%)	(24.7%)	(24.9%)
税理士による代理送信 	185,056	191,913	198,857	212,474	216,402
7000000000000000000000000000000000000	(22.6%)	(21.3%)	(20.1%)	(18.3%)	(15.7%)
確定申告会場からのe-Tax	191,355	181,415	170,788	157,599	136,569
【参考】(外 確定申告会場で作成・書面で提出)	外 13,510	外 12,317	外 12,401	外 7,666	外 17,706
W-T.O. + T.O. +	(4.6%)	(7.0%)	(8.6%)	(9.3%)	(10.1%)
地方公共団体会場からのe-Tax(データ引継)	39,195	59,393	72,902	80,311	87,328
•					

- (注) 1 平成30年分までは翌年3月末日まで、令和元年分以降は翌年4月末日までに提出された申告書の計数である。

 - 2 括弧書は、確定申告人員に対する割合(構成比)である。 3 「マイナンバーカード方式」及び「ID・パスワード方式」は、平成31年1月から開始された施策である。

(参考) スマートフォン等を利用した提出人員

	平成30年分	令和元年分	令和2年分	令和3年分
スマートフォン等を				人
利用した提出人員	8,991	31,550	47,557	76,024
自宅からeーTaxで提出	3,281	12,086	28,232	43,028
マイナンバーカード方式での送信	-	1,453	11,431	23,893
ID・パスワード方式での送信	3,281	10,633	16,801	19,135

(注) スマートフォン等を利用した提出は、平成31年1月から開始された施策である。

(参考2) マイナポータル連携を利用した人員

		<u>(甲位:人)</u>
	令和3年分	令和2年分
利用人員	9,071	60

(注)翌年4月15日までに提出された申告書の計数である。

(表8)ICTを利用した所得税等の確定申告書の提出人員(熊本国税局)

(単<u>位:人)</u>

		平成29年分	平成30年分	令和元年分	令和2年分	令和3年分
	確定申告人員	846,941	851,801	850,636	859,399	868,702
ICT利用人員		(66.5%) 563,153	(69.7%) 593,989	(72.8%) 618,935	(76.6%) 657,914	(78.6%) 682,610
	自宅等でのICT利用	(37.7%) 319,093	(40.0%) 340,864	(42.7%) 362,844	(48.0%) 412,338	(50.8%) 441,007
	各種会計ソフト等で作成・e-Taxで提出	175,250	182,258	189,415	205,040	211,878
	国税庁HPの作成コーナーで作成・e-Taxで提出	22,255	34,783	50,954	86,833	115,420
	国税庁HPの作成コーナーで作成・書面で提出	121,588	123,823	122,475	120,465	113,709
	地方公共団体会場で作成・eーTaxで提出	(4.6%) 39,195	, ,	(8.6%) 72,902	(9.3%) 80,311	(10.1%) 87,328
	確定申告会場でのICT利用	(24.2%) 204,865	(22.7%) 193,732	(21.5%) 183,189	(19.2%) 165,265	(17.7%) 154,275
	確定申告会場で作成・eーTaxで提出	191,355	181,415	170,788	157,599	136,569
	確定申告会場で作成・書面で提出	13,510	12,317	12,401	7,666	17,706

⁽注) 1 平成30年分までは翌年3月末日まで、令和元年分以降は翌年4月末日までに提出された申告書の計数である。

(表9)ICTを利用した贈与税の申告書の提出人員(熊本国税局)

(単位:人)

					(4.7)
	平成29年分	平成30年分	令和元年分	令和2年分	令和3年分
申告人員	13,851	13,657	13,786	13,503	14,374
では利田下昌	(82.1%)	(81.8%)	(85.3%)	(87.4%)	(88.0%)
101 利用人員	11,374	11,175	11,763	11,797	12,653
白字等でのIOT利用	(55.8%)	(56.0%)	(59.2%)	(62.2%)	(64.5%)
日七寺での101利用	7,723	7,652	8,158	8,404	9,276
各種会計ソフト等で作成・e−Taxで提出	4,698	4,692	5,002	5,288	5,586
国税庁HPの作成コーナーで作成・e-Taxで提出	341	328	372	581	894
国税庁HPの作成コーナーで作成・書面で提出	2,684	2,632	2,784	2,535	2,796
料数要でのIOT利用	(26.4%)	(25.8%)	(26.1%)	(25.1%)	(23.5%)
优務者でのICT利用	3,651	3,523	3,605	3,393	3,377
税務署で作成・e−Taxで提出	3,513	3,425	3,472	3,282	3,161
税務署で作成・書面で提出	138	98	133	111	216
	ICT利用人員 自宅等でのICT利用 各種会計ソフト等で作成・e-Taxで提出 国税庁HPの作成コーナーで作成・e-Taxで提出 国税庁HPの作成コーナーで作成・書面で提出 税務署でのICT利用 税務署で作成・e-Taxで提出 税務署で作成・e-Taxで提出	申告人員13,851ICT利用人員(82.1%) 11,374自宅等でのICT利用(55.8%) 7,723各種会計ソフト等で作成・e-Taxで提出4,698国税庁HPの作成コーナーで作成・e-Taxで提出341国税庁HPの作成コーナーで作成・書面で提出2,684税務署でのICT利用(26.4%) 3,651税務署で作成・e-Taxで提出3,513税務署で作成・書面で提出138	申告人員13,85113,657ICT利用人員(82.1%) 11,374(81.8%) 11,175自宅等でのICT利用(55.8%) 7,723(56.0%) 7,652各種会計ソフト等で作成・e-Taxで提出4,6984,692国税庁HPの作成コーナーで作成・e-Taxで提出341328国税庁HPの作成コーナーで作成・書面で提出2,6842,632税務署でのICT利用(26.4%) 3,651(25.8%)税務署で作成・e-Taxで提出3,5133,425税務署で作成・書面で提出13898	申告人員13,85113,65713,786ICT利用人員(82.1%) 11,374(81.8%) 11,175(85.3%) 11,763自宅等でのICT利用(55.8%) 7,723(56.0%) 7,652(59.2%)各種会計ソフト等で作成・e-Taxで提出4,6984,6925,002国税庁HPの作成コーナーで作成・e-Taxで提出341328372国税庁HPの作成コーナーで作成・書面で提出2,6842,6322,784税務署でのICT利用(26.4%) 3,651(25.8%) 3,523(26.1%)税務署で作成・e-Taxで提出3,5133,4253,472税務署で作成・書面で提出13898133	申告人員13,85113,65713,78613,503ICT利用人員(82.1%) 11,374(81.8%) 11,175(85.3%) 11,763(87.4%)自宅等でのICT利用(55.8%) 7,723(56.0%) 7,723(59.2%) 7,652(62.2%)国税庁HPの作成コーナーで作成・e-Taxで提出4,6984,6925,0025,288国税庁HPの作成コーナーで作成・e-Taxで提出341328372581国税庁HPの作成コーナーで作成・書面で提出2,6842,6322,7842,535税務署でのICT利用(26.4%) 3,651(25.8%) 3,523(26.1%) 3,605(25.1%) 3,393税務署で作成・e-Taxで提出3,5133,4253,4723,282税務署で作成・e-Taxで提出13898133111

⁽注)1 平成30年分までは翌年3月末日、令和元年分以降は翌年4月末日までに贈与税の申告書を提出した人員である。

(表10)閉庁日における申告相談等の状況(所得税等)(熊本国税局)

	平成30	年分 令和元		元年分		令和2年分		令和3年分	
	相談件数	申告書 収受件数	相談件数	申告書 収受件数	相談件数	申告書 収受件数	相談件数	申告書 収受件数	
,	千件	千件	千件	千件	千件	千件	千件	千件	
1回目	(56.4%)		(60.3%)		(52.1%)		(47.9%)		
(3年分:2月20日)	3,449	4,432	2,896	3,768	1,749	1,995	2,057	2,357	
2回目	(43.6%)		(39.7%)		(47.9%)		(52.1%)		
(3年分:2月27日)	2,670	3,478	1,903	2,596	1,611	1,832	2,233	2,500	
<u> </u>	_	-	_	-	-				
合 計	6,119	7,910	4,799	6,364	3,360	3,827	4,290	4,857	

⁽注) 1 申告相談等を実施した熊本西、熊本東、大分、宮崎及び鹿児島の5署の計数である。

² 括弧書は、確定申告人員に対する割合(構成比)である。

^{3 「}地方公共団体会場で作成・e-Taxで提出」は、平成29年1月から開始された施策(データ引継)である。

² 括弧書は、申告人員に対する割合(構成比)である。

² 括弧書は、合計に対する割合(構成比)である。

(表11) 暗号資産取引に係る収入がある方の「その他の雑所得」の状況(熊本国税局)

	令和3年分
	Α.
申告人員	1,948
F = - M =	百万円
「その他の 雑所得」の金額	4,693

- (注)1 翌年4月末日までに提出された申告書の計数である。

 - 2 「その他の維所得」とは、雑所得のうち「公的年金等の維所得」、「業務に係る雑所得」以外をいう。 3 上記は、「その他の雑所得」がある方のうち、暗号資産取引に係る収入がある方の計数である。このため、「その他の雑所得」の金額には、 暗号資産取引に係る収入以外の収入(個人年金保険等)に係る所得を含む。

(表12) 寄附金控除等の適用状況(熊本国税局)

(単位:人、百万円)

	平成29年分	平成30年分	令和元年分	令和2年分	令和3年分
寄附金控除	6,449	7,655	8,196	10,238	13,236
(所得控除)	45,783	55,044	57,257	74,646	91,713
寄附金控除	163	168	186	210	222
(税額控除)	10,511	10,984	12,234	14,102	14,622
合計					
	53,594	62,860	65,993	83,965	101,136

- (注)1 平成30年分までは翌年3月末日、令和元年分以降は翌年4月末日までに提出された申告書の計数である。
 - 2 各欄の上段は、控除額の合計である。
 - 3「合計」欄は、所得控除と税額控除の重複適用があるため、所得控除と税額控除の合計とは一致しない。

(表13) 雑損控除等の適用状況(熊本国税局)

(単位:人、百万円)

				\	<u> </u>
	平成29年分	平成30年分	令和元年分	令和2年分	令和3年分
雑損控除	9,711	2,967	1,400	22,181	1,374
(所得控除)	4,065	1,826	905	3,814	608
災害減免額	157	12	3	10	4
(税額控除)	246	178	158	211	180
合計					
口前	4,311	2,004	1,063	4,025	788

- (注)1 平成30年分までは翌年3月末日、令和元年分以降は翌年4月末日までに提出された申告書の計数である。
 - 2 各欄の上段は、控除額の合計である。

(表14) 医療費控除の適用状況(熊本国税局)

	平成29年分	平成30年分	令和元年分	令和2年分	令和3年分
	千人	千人	千人	千人	千人
医療費控除	211	222	224	214	219
セルフメディケーション 税制による特例	469人	407人	542人	460人	544人

(注) 平成30年分までは翌年3月末日、令和元年分以降は翌年4月末日までに提出された申告書の計数である。